諮問庁:厚生労働大臣

諮問日:平成27年8月18日(平成27年(行情)諮問第487号)

答申日:平成28年12月22日(平成28年度(行情)答申第629号)

事件名:特定労働基準監督署長が作成・取得した平成25年度監督復命書索引

簿の一部開示決定に関する件

答 由 書

第1 審査会の結論

「監督復命書索引簿 2 0 1 3 年度 作成・取得者東京労働局特定労働基準監督署長」(以下「本件対象文書」という。)につき、その一部を不開示とした決定については、別紙に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (以下「法」という。)3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対 し、東京労働局長(以下「処分庁」という。)が、平成27年3月31日 付け東労発総開第26-187号により行った一部開示決定(以下「原処 分」という。)について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、 おおむね以下のとおりである。

「法 5 条 2 号イに該当するため、これらの情報が記載されている部分を不開示とした。」と記されているが、法 5 条 2 号イに該当する部分はない。よって、不開示とするのは不当な処分である。

「法 5 条 6 号に該当するため、これらの情報が記載されている部分を不開示とした。」と記されているが、法 5 条 6 号に該当する部分はない。よって、不開示とするのは不当な処分である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件審査請求の経緯

ア 本件審査請求人である開示請求者(以下,第3においては「請求者」という。)は、平成27年2月22日付けで、処分庁に対して、 法3条の規定に基づき、「特定労働基準監督署長が作成・取得した平成25年度監督復命書索引簿」に係る開示請求を行った。

イ これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、請求者がこれを不

服として、同年5月19日付け(同月20日受付)で審査請求を提起したものである。

(2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分における法の適用条項を法5条6号から同号柱書き及びイに改めた上で、法5条2号イ並びに6号柱書き及びイに基づき部分開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものと考える。

(3) 理由

ア 本件対象行政文書の特定について

本件開示請求に基づき、東京労働局において、「局 東京、署 特定署、監督年月日 平成25年4月1日~平成26年3月31日」を条件に設定し、監督復命書の検索を行ったところ、合計1458件の監督復命書の情報が監督復命書整理簿として抽出されたので、これを本件対象行政文書として特定した。

イ 監督復命書整理簿について

労働基準監督官が臨検監督指導を行ったとき、監督結果に係る情報 を労働基準行政システムに登録することで、労働基準監督署長に復命 するための監督復命書を作成する。

当該システムに登録した監督復命書情報を一覧にしたものが監督復 命書整理簿である。

監督復命書整理簿には、①標題、②総件数、③No.、④監督種別、 ⑤整理番号、⑥監督等年月日、⑦監督重点対象区分、⑧労働保険番 号、⑨事業場名、⑩業種、⑪署長判決、⑫完結の有無、⑬監督官氏 名、⑭備考が記載されている。

ウ 原処分における不開示部分について

原処分においては、④監督種別、⑦監督重点対象区分、⑧労働保険 番号、⑨事業場名を不開示情報としている。

エ 不開示情報該当性について

(ア) 法5条2号イ不開示情報該当性

本件対象行政文書に記載された⑧、⑨は、特定事業場の情報であり、これらが公にされた場合、当該事業場に対して監督指導が実施されたことが明らかになる。監督指導とは、主体的、計画的に対象事業場を選定して実施するほか、労働者からの申告や労働災害の発生により実施するものであり、平成25年には、定期監督(主体的、計画的に実施する監督指導)等では、68%の事業場において何らかの労働基準関係法令違反が認められている。また、本件開示請求の対象期間内となる平成25年においては、9月を「過重労働重点監督月間」とし、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対し、集

中的に監督指導等を実施する旨が広報されている。このため、監督 指導が実施された事実のみをもって当該事業場に対する信用を低下 させ得るものであり、取引関係や人材確保等の面において、同業他 社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるこ とから、法 5 条 2 号イの不開示情報に該当するため、原処分を維持 して不開示とすることが妥当である。

(イ) 法5条6号柱書き及びイ不開示情報該当性

本件対象行政文書に記載された④には、定期監督、災害時監督、 災害調査、申告監督又は再監督の5種類のいずれかを記載すること とされている。本件開示請求においては、特定の期間内に実施した 監督復命書が対象とされているところ、監督の種類を公にすること により、仮に当該監督が申告監督であった場合には、原処分におい て部分開示されている監督指導年月日等から、監督を受けた事業者 において、当該事業場に対して行われた監督指導が労働者からの申 告に基づくものであることが明らかとなり、当該事業場の労働者の うち、いずれの者が申告をしたのか犯人探しが行われるおそれがあ る。その結果、労働者は、申告を行ったことによって自らに不利益 な取扱いが及ぶことをおそれて、申告をちゅうちょすることとなる。

また、本件対象行政文書に記載された⑦には、監督種別が定期監督の場合に限り、各労働局、労働基準監督署で定めた監督指導における重点対象区分を記載することとされている。したがって、当該欄に記載がある場合には、定期監督であることが明らかになり、また、記載がない場合において、直近に災害の発生や定期監督が行われた事実がない場合には、当該臨検監督が申告監督であったことが明らかになり、前述④の場合と同様の事態が発生するおそれがある。

さらに、これが公になった場合、当該定期監督が何を主眼として 実施したものかが明らかになり、事業場において労働関係法令違反 の隠蔽を行うことなどを助長するおそれが生じることとなる。

以上により、これらが公にされた場合、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法な行為の発見を困難にするおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書き及びイに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

なお、④について、申告監督の場合のみ不開示とすると、不開示の場合は申告監督であることが明らかになるので、申告監督以外の場合も含め、監督種別に係る情報全てを不開示とすることが必要であり、⑦についても、記載がある欄のみ不開示とすると、空欄については、直近に災害の発生や定期監督が行われた事実が

ない場合には申告監督であることが明らかになるので、監督重点 対象区分に係る情報全てを不開示とすることが必要である。

オ 請求者の主張について

請求者は、審査請求書の中で、「法5条2号イに該当する部分はない」、「法5条6号に該当する部分はない」と主張しているが、不開示情報該当性については、上記(3)エで示したとおりであることから、請求者の主張は失当である。

(4) 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと 考える。

2 補充理由説明書

平成27年8月18日付け厚生労働省発基0818第2号により諮問した平成27年(行情)諮問第487号に係る理由説明書(以下「理由説明書」という。)について、以下のとおり補充・修正して説明する。

(1) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、理由説明書において法の適用条項を法5条2号イ並びに6号柱書き及びイに該当すると説明したところ、これに同条6号ホを加える。

(2) 不開示情報該当性について

理由説明書の「(3) エ 不開示情報該当性について」の(ア)を以下のとおり修正する。

エ 不開示情報該当性について

(ア) 法5条2号イ及び6号ホ不開示情報該当性

本件対象行政文書に記載された⑧、⑨は、特定事業場の情報であり、これらが公にされた場合、当該事業場に対して監督指導が実施されたことが明らかになる。監督指導とは、主体的、計画的に対象事業場を選定して実施するほか、労働者からの申告や労働災害の発生により実施するものであり、平成25年には、定期監督(主体的、計画的に実施する監督指導)等では、68%の事業場において何らかの労働基準関係法令違反が認められている。また、本件開示請求の対象期間内となる平成25年においては、9月を「過重労働重点監督月間」とし、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対し、集中的に監督指導等を実施する旨が広報されている。このため、監督指導が実施された事実のみをもって数われる企業等に対する信用を低下させ得るものであり、取引関係や人材確保等の面において、同業他社との間で競争上の地位や企業経営上の正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号に規定する法人等の事業場については同号イの、その余の法人等の事

業場については同条6号ホの不開示情報に該当するため、原処分 を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成27年8月18日

諮問の受理

② 同日

諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年9月15日

審議

④ 平成28年9月15日

委員の交代に伴う所要の手続の実施、

本件対象文書の見分及び審議

⑤ 同年10月17日

諮問庁から補充理由説明書を収受

⑥ 同年12月20日

審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「監督復命書索引簿2013年度 作成・取得者東京 労働局特定労働基準監督署長」であり、処分庁は、その一部を法5条2 号イ及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における法の適用条項の一部について改めた上で、不開示を維持することが妥当であるとしているので、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示とされた部分の不開示情報該当性について検討する。

- 2 不開示情報該当性について
- (1)「監督種別」欄について
 - ア 当該部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、おおむね以下の とおり説明する。

「監督種別」欄には、定期監督、災害時監督、災害調査、申告監督 及び再監督の5種類がある。このうち、申告監督の事案については、 当該部分を公にすると、監督を受けた事業者において、労働基準監 督機関の臨検監督が労働者からの申告に基づくものであったことが 明らかになり、当該事業者に雇用された労働者のうちの誰が申告を したのか探索が行われるおそれがある。その結果、労働者は、申告 を行ったことによって自らに不利益な取扱いが及ぶことを恐れて、 申告をちゅうちょすることとなり、労働者からの申告という労働基 準監督機関の重要な情報源が損なわれるおそれがあり、また、申告 監督の場合のみ不開示とすると、不開示の場合は申告監督であるこ とが明らかになることに鑑みれば、申告監督以外の場合も含め、監 督種別に係る情報を不開示とすることが妥当である。

イ 本件対象文書を見分したところ、「監督等年月日」欄、「業種」欄等

が原処分で開示されていることから、監督を受けた事業者において 自らがどこに該当するかが推認し得ることとなり、監督種別が公に された場合、労働基準監督機関の臨検監督が労働者からの申告に基 づくものであったことが明らかになり、労働者のうちの誰が申告を したのか探索を行うおそれがある等の諮問庁の説明は首肯できるも のである。

したがって、当該部分は、これを公にすると、検査事務という性格を持つ監督指導業務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められ、法 5 条 6 号イに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2)「監督重点対象区分」欄

ア 当該部分の不開示情報該当性について,諮問庁は,おおむね以下の とおり説明する。

当該部分には、監督の種類が定期監督の場合に限り、各局署で定めた監督重点対象が記載されることとなっており、当該欄に記載がある場合には、定期監督であることが明らかになり、また、記載がない場合において、直近に災害の発生や定期監督が行われた事実がないときには、その臨検監督が申告監督であったことが分かることとなる。そうすると、当該欄は、これを公にすると、申告監督であるか否かが明らかになり、上記(1)アと同様の事態が発生するおそれ、また、これが公になった場合、当該定期監督が何を主眼として実施したものかが明らかになり、事業場において労働関係法令違反の隠蔽を行うことなどを助長するおそれが生じる。

イ 本件対象文書を見分したところ、監督の種類が定期監督の場合に限り「監督重点対象区分」欄に記載があると認められ、当該欄に記載がある場合には、定期監督であることが明らかになり、また、記載がない場合において、直近に災害の発生や定期監督が行われた事実がないときには、その臨検監督が申告監督であったことが分かることとなる等の諮問庁の説明は首肯できるものである。

したがって、当該部分は、上記(1)イと同様の理由により、法5条6号イに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3)「労働保険番号」欄及び「事業場名」欄

当該部分には、事業場が特定される情報が記載されている。

ア 当該部分(下記イに掲げる部分を除く。)については、これを公に すると、特定労働基準監督署による当該事業場に対する実地監督 (調査)が行われたことが明らかとなる。また、「署長判決」欄及び 「完結の有無」欄の記載がないことから、全ての事業場等について、 実地監督の結果,労働関係法令違反の有無,それを受けて指導等が あったか明らかになっていないことから,当該事業場において労働 関係法令違反があったと推測されるおそれがあることは否定できない。

諮問庁は、理由説明書において、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対し、集中的に監督指導等を実施する旨が広報されており、このため、実地監督(調査)が実施された事実のみをもって当該事業場に対する信用を低下させ得るものであり、取引関係や人材確保等の面において、同業他社との間で競争上の地位や企業経営上の正当な利益を害するおそれがあると説明するが、当該説明は是認せざるを得ない。したがって、当該部分は、法5条2号に規定する法人等の事業場

したがって、当該部分は、法 5 条 2 号に規定する法人等の事業場については同号イに、その余の法人等の事業場については同条 6 号木に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 96頁の「No.1421」には、特定地方公共団体の労働保険 番号及び事業場名が記載されており、当該部分について、諮問庁は 法5条2号イ及び6号ホに該当することから不開示とすべきと説明 する。

しかしながら、地方公共団体は、法5条2号においては、「法人その他の団体」から除外されており、また、当該部分は地方公共団体が経営する企業に係るものではないため、同条6号ホの対象でもないことから、同条2号イ及び6号ホのいずれについても適用の余地はない。したがって、当該部分は、開示すべきである。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 2 号イ及び 6 号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示と された部分は同条 2 号イ並びに 6 号柱書き、イ及びホに該当することか ら不開示とすべきとしていることについては、別紙に掲げる部分は、同条 2 号イ及び 6 号ホのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条 2 号イ並びに 6 号イ及びホに該当すると認められるので、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子,委員 葭葉裕子,委員 渡井理佳子

別紙

96頁「No.1421」の労働保険番号及び事業場名